

## 【いじめの定義】

学校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的影響を与える行為(インターネットを通じた行為を含む)で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 【いじめによる重大事態】

- ① 生徒が自死を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な損害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめを受けた生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など

重大事態が発生した場合は、いわき市教育委員会を通じて、いわき市長に速やかに報告します。また、学校の設置者による再調査に協力します。

「校内いじめ防止対策委員会」を中心として、全教職員参画のもと、「学校いじめ防止基本方針」と「いじめ防止へ向けた取組」を検証し、取組の評価と見直しをします。

# いじめ根絶 アクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて～

plan

勿来第一中学校では、組織を挙げて、いじめ防止に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「校内いじめ防止対策委員会」を設置しています。

check

action

do

## 【いじめ事案への対処】

### (1) 事実の有無の確認を行うための調査等

- ① 必要に応じて、質問票(アンケート)の使用や聴き取り調査等を実施します。
- ② 調査結果は、関係する生徒の保護者に伝達します。

### (2) いじめがあったことが確認された事案への措置

#### ① いじめを受けた生徒への対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を開始し、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じます。

#### ② いじめを行った生徒への対応

いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行います。いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められる場合には、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、教室以外の場所において一定期間学習を行わせる等の措置を講じます。

#### ③ その他の生徒への対応

はやしたてたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめをやめるよう指導します。いじめの傍観者であった生徒に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせ、主体的にいじめ防止に取り組む勇気を持つよう指導します。

#### ④ 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、関係する保護者と共有するために必要な措置を講じます。

#### ⑤ 教育行政機関・警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認める時は、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

#### ⑥ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。また、生徒に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発活動を行います。

いじめが解消された状態とは、

- ① 少なくとも3ヶ月以上いじめの行為が止んでいる。なおかつ、
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。状態をさします。

## 【いじめの防止に向けた取組】

- (1) 家庭・地域・学校が連携した取組の推進  
「学校いじめ防止基本方針」をホームページで広く周知するとともに家庭・地域・学校が連携して生徒を見守り、「いじめ防止」を推進できるよう、啓発活動を行います。
- (2) いじめに向かわない環境づくり  
道徳教育の充実を図るとともに、生徒自らが、いじめ防止に資する活動に主体的に向かうよう指導・支援を行います。
- (3) 教職員の取組  
教職員は、校内研修等によりいじめの態様や特質等についての理解を深めるとともに、日頃から生徒をきめ細かく見守り、いじめの未然防止に努めます。

## 【いじめの早期発見】

- (1) 相談・通報窓口の周知  
生徒及び保護者が、いじめに関する相談や通報ができるよう、年度始めに「校内いじめ防止対策委員会」の構成メンバーを周知します。
- (2) 生徒対象アンケート調査の実施  
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し、定期的に「困りごと調査」を実施します。
- (3) 教育相談による聴き取りの実施  
生活適応上、心配な生徒には学級担任等が生徒から聴き取りを実施します。
- (4) いじめの疑いのある事案を把握した際の措置  
生徒、保護者、教職員及び学校関係者等から生徒がいじめを受けていると思われるとの通報・相談を受けた場合には「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに事実の有無の確認を行い、早期の解決を図ります。